

未払役員賞与の免除益

Q : 当社は、前期の株主総会で利益処分による役員賞与の支給を決議していましたが、当期になって急激に業績が悪化したため、取締役会を開き、前期に決議した役員賞与を全員一律に支払わないこととしました。この場合の税金の取扱いを教えてください。

A : 支払わないこととなった金額は、益金の額に算入しないことができます。

【解説】

法人税法上、益金の額に算入すべき金額は、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る収益の額とされています。したがって、役員賞与を支払わないこととなったことによる債務免除益相当額は、原則として、益金の額に算入することになります。

しかし、法人が未払賞与につき取締役会等の決議に基づきその全部又は大部分の金額を支払わないこととした場合において、その支払わないことがいわゆる会社の整理、事業の再建及び業況不振のためのものであり、かつ、その支払われないこととなる金額が一定の基準によって決定されたものであるときは、その支払われないことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入しないことができるとされています。

ご質問の場合、支払わないこととした理由が業績悪化であり、取締役会の決議に基づき一律に支払わないのですから、益金の額に算入しないことができます。

